

平成30年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	平成31年3月29日(金) 厚生労働省共用第8会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士
	委員	笥 淳夫 工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広明 あおば公認会計士共同事務所
審議対象期間	原則として平成30年10月1日～平成30年12月31日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : オーダリングシステム一式
資格種別 : 物品の販売(「A」、「B」又は「C」ランク)
選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため
発注部局名 : 国立療養所沖縄愛楽園
契約相手方 : 株式会社沖縄メディコ
予定価格 : 51,948,247円
契約金額 : 30,132,000円
落札(契約)率 : 58%
契約締結日 : 平成30年10月30日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社沖縄メディコが契約の相手方となった。落札率は58%である。

意見・質問	回 答
予定価格をつくるときに、医療情報システムとオーシーから参考見積を取っていますが、今回落札された株式会社沖縄メディコからは取っていませんでしたか。それとも私の資料の見落としですか。	すみません。予定価格算出内訳書を見ると、取っていません。
非常に有力な落札業者であるにもかかわらず、株式会社沖縄メディコからは参考見積を取らなかった理由というのは、何か説明可能ですか。	この調達に当たってプレゼンテーション、及び毎月のオーダリングシステムの検討委員会みたいな形で委員会を開いていまして、そこで仕様書等も考えていまして、その中で一番有力な業者として当初A社が説明をして、そこが筆頭候補というか、仕様書にも見合っていました。もちろん、全て仕様書に見合っているのですが、最も当園の仕様書に近いと思われたので、そちらの方をまず検討して、見積もりと納入実績の照会等を行っており、そこで予定価格を積算していたという経緯がありました。
むしろ株式会社沖縄メディコではなくて、有力なのはA社だったということなのですね。	はい。
落札率が58%ということで、今回は物品の購入ということで、低入札価格調査については省略されていますけれども、これは品質上問題がないかという心配はなかったですか。	調達の前提に戻って申しわけないのですが、今回ソフトウェアとハードウェアが状況として非常に悪くて、だましまし使っていた状態でありまして、特にハードウェアで故障した際に、先生から紙で運用してもらおうという状況になってしまうので、必要な仕様を定めて、最低

	限なのですが、できるだけ安く調達しようとしておりました。そういうこともありまして、当園の最低限の仕様を満たしたということであれば問題はないと考えていました。
これは履行期限が3月29日で、今日なのですね。	納品の期限が29日になっていまして、もちろんその前段階から既存のシステムから新しいシステムに移行するのがちゃんとできるように、各部署等と説明会を行い、納品はもう既に済んでいます。
このオーダーリングシステムと既存の薬剤システム、検査システム、医事会計システム、患者基本情報システムとデータの連携をしないといけないわけですが、物品の購入という範疇の中でそれは可能なのですか。	連携の。
はい。要するに、相当の何らかのシステム開発がないと連携ができないということではないのですか。	もちろん、ハードウェア面とソフトウェア面の2つの面が今回の調達にあると思うのですが、それは総合評価にしたほうが良いという意味ですか。そういうわけではない。
開発者の人月仕様書並びに見積書の中には特にないのですが、その辺はどうなのか。物品の購入という。	オーダーメイド、当園に特化したこういうものをつくってくれというよりは、業者から仕様に見合ったものを提示してもらったパッケージ、もう既に用意されているものを買ったという認識であり、よって、物品の購入というイメージです。
特に連携のための開発は必要なかったということですか。	連携のための開発というのは作業ということで、導入に当たってそういう作業はもちろん必要になりますので、やってもらうという形で、付随する作業として仕様書に定めておまして、開発というよりは、既存の適合のものを買ったという感じでした。
参考見積をとった3者は、全て商品名であるMega0ak MIRAIsというものを納入予定なのですか。	Mega0ak MIRAIs。これはA社の商品です。
今回株式会社沖縄メディコはこの商品を納入したわけではないのですか。	はい。
システムの物品購入ということですが、運用・保守については、その後の入札とかはありましたか。	運用・保守に関しては、4月からもちろんやってもらうのですが、この間株式会社沖縄メディコから見積もりが出てきまして、金額的には入札の案件になるのですが、ほかから見積もりが今のところ取れていないので、何らかの書類、代理店とか、ここしかできないようなことを証明してもらって、一応随意契約を今のところ考えています。
4月以降の保守・運用について、これから随意契約をされるという予定なのですか。	はい。
随意契約は条件がありますので、その条件に合致するという前提であれば、そういうことでもよいと思いますが、少し遅れて買うということですね。	はい。
A社の参考見積については、医事会計システムハードウェアとソフトウェアがこの中に入っているのですが、これはどうして入っているのでしょうか。57ページにありますね。医事会計システムハードウェア。これは含めた価格なのですか。そういうことではないですね。	こちらは、医療情報システムの見積もりです。
医療情報システムですね。 A社は入っていないということですね。A社は、純粹にオーダーリングシステムのみで、医療情報システムのほうは医事会計システムまで入れてきたということなので	はい。

すね。	
これはどうしてですか。仕様書は同じものを見て参考見積を上げてきているわけですね。少し土俵が違った見積もりを上げてきている状況のようなので、仕様書の内容が少しわかりにくいとか、そういうこともあるのかもしれないので、その辺を少し検討して今後につなげてほしいと思います。	申し訳ありません。ありがとうございました。
本調達システムの業務概要を見ると、ソフトウェアのパッケージを運用設計する、それからシステムの詳細設計を行う、システムの構築を行う、操作の研修、リハールを行う等々が占めているのですが、これが調達なのでしょうか。なぜ調達なのでしょうか。つまり、アプリケーションを買ってきて、ハードウェアを買って設置するというとはかなり違うように読めるのです。なぜ調達でやったのかがよくわからない。ですから、予定価格を立てるときに、ほかのところからいろいろ聞いていますが、それが調達だったのか、業務委託だったのか、そこら辺をそろえて予定価格を立てたのですか。	予定価格に関しては、恐らく調達というイメージで納入率だけを参考にして立てていたと思います。
そうすると、業務内容に記載している調達とはちょっと思えないようなシステム設計であるとか、システム構築といった業務は、一体どこで見積もられているのでしょうか。それが全部製品の価格の中に含まれているということなののでしょうか。調達で行った合理的理由を後ほど説明していただければと思うのですが。	調達、物を買うということで進めた理由ですか。
はい	持ち帰ります。
後ほどというのは、次の機会にということですか。	はい。ここでは無理だと思いますから。
この見積もりを取るために、この見積もりを出す業者にどこまで開示したのでしょうか。技術仕様を全部示して、それでこの見積もりを取ったのですか。	はい。技術仕様は全ての業者にももちろん見せていたと思います。
これを開示してこの見積もりを取ったということですか。	はい。
分かりました。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	ありがとうございました。
【審議案件2】 審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園自動車車庫棟整備その他工事実施設計業務 資格種別 : 建築関係コンサルタント業務(「A」又は「B」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、1者応札の中で最も落札率が高いため 発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方 : 株式会社益田設計事務所 予定価格 : 6,476,760円 契約金額 : 6,372,000円 落札(契約)率 : 98.4% 契約締結日 : 平成30年12月14日	
(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社益田設計事務所が契約の相手方となった。落札率は98.4%である。	
意見・質問	回 答
今回は総合評価落札方式で、公告から入札まで約1カ月ということですが、技術について業者の方の準備もあ	通常のスケジュールですと、約1カ月というのが、建築コンサルタントですとか工事に関しては標準的なも

<p>ると思いますが、1カ月の期間というのは、特に問題ないということですか。</p>	<p>のになると考えています。</p>
<p>通常は大体1カ月ぐらいということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>技術評価をするときの評価委員会の内容について書いてあります。構成メンバーの選任はどういう形で行ったのですか。どういうことにポイントを置いて選任しているのですか。</p>	<p>今回については、園内の規程により、評価委員となっている委員と、あと、外部の委員に最低限一人参加してもらおうということで、外部の委員一人入ってもらっているのですが、総合評価落札方式では外部委員が半数以上を占めるように、という形になっているということです。今後の案件については、半数以上を外部委員にして総合評価落札方式の評価を行っていきたいと考えています。</p>
<p>評価をするときのこのメンバーに専門家というのは外部委員の方だけですか。</p>	<p>はい。今回この1名です。</p>
<p>このメンバーがそれぞれ評価を行うということではなくて、会議体の意見交換の中で評価をしていくという手法だと読み取れますけれども、そうですか。</p>	<p>今回はそのような形になっています。</p>
<p>今回というと、以前はどうだったのですか。</p>	<p>以前は各評価委員に資料を見てもらって、個別に質問をしてもらいながら、各個人で評点をつける、という形をとっていました。</p>
<p>その結果、60点中42.5。約70%の点数を獲得したということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>価格のほうに移りますけれども、予定価格の算出根拠がありますが、この計算式ですが、私は不勉強でわからないのですが、直接人件費「$(A) = (イ) / 8$」となっていますけれども、8というのは、どういう意味合いなのですか。</p>	<p>これは、イが時間単位になっておりますので1日の人件費を8で。</p>
<p>1日8時間ということなのですか。 業務人・時間数504という数字ですけれども、これは何らかの根拠があつてということですね。</p>	<p>はい。 内容につきましては、国土交通省の業務委託料の算出のほうの計算式に基づいて算出されています。</p>
<p>504の根拠について、簡単に説明していただいてもいいのですか。</p>	<p>内容につきましては、建物の種別ごとに計算式がありまして、その内容に基づいて積み上げています。</p>
<p>人件費単価はどこからですか。</p>	<p>これは国土交通省のほうから毎年発表されております公共工事の設計の業務単価というのがあり、それを基にしています。</p>
<p>それに基づいて予定価格を設定して、実際の落札率が98.4ということで、まさにそれに非常に近い形で入札をしてきたわけですが、これの理由というのは何かありますか。</p>	<p>今回の入札の状況の調書にあるように、最終的に入札を5回実施しまして、何とか予定価格に達して契約になりました。</p>
<p>落札率が高かったのは入札で落ちなかったからということでした。設計業務委託料の算定書、これで予定価格を立てたわけですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>この中の業務人・時間数というのが504時間ですね。この数字はどこから来たのですか。というのは、単純に8時間で割ると60日。木造の平屋の車庫の設計で設計時間60日というのが私にはよくわからなかったのですが、何かガイドラインがあるのですか。</p>	<p>建築士法の告示で設計事務所が受け取ることできる標準の報酬額みたいな告示が出ているのですが、そこに建物の用途と規模によって大体どれぐらいの人工数というのが、図面と積算と色々な業務に分かれていて、係数が決まっています、それをもとに算出しています。</p>
<p>これは実態とかなり合っているのですか。</p>	<p>たぶん合っていると思うのですが、そこまではちょっと分かりません。</p>
<p>分かりました。</p>	
<p>「総合評価委員会の審議内容について」というのがあ</p>	<p>はい、そうです。</p>

<p>るのですけれども、この審議の結果、点数というのはどういう形でついたのでしょうか。次のページで見ると、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関するというのは0点だったわけですね。</p>	
<p>「審議内容について」と次の資料とどういうふうに関連するのだろう。「審議内容について」の審議内容では得点は。</p>	<p>この審議内容については、点数表の左の一番下の枠に「業務実施方針及び手法」という項目がありまして、その中の「業務の理解度及び取組意欲」というものの一番右の4点というものと、「業務の実施方針」というものの一番右側の12点、この16点に関して、資料に基づいて採点をしていただき、それ以外の、これから上の項目につきましても、入札参加事務所のほうから提出された資料に基づいて、この項目に当てはめてもう既に点数が付与されている状況です。</p>
<p>それらは向こうが書いてきたものを機械的に集計すれば足りるという理解のもとに点数を置いて、それから評価委員会はこの2つ、合計すると16点についてだけ評価して、あとは積算したということですか。</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	
<p>【審議案件3】 審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園給食棟外構工事 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため。 発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方 : 株式会社竹澤建設 予定価格 : 5,693,578円 契約金額 : 3,888,000円 落札(契約)率 : 68.3% 契約締結日 : 平成30年11月30日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号に基づく随意契約を行った。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>この工事の内容ですけれども、外構工事ですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>アスファルト舗装も入るのですか。</p>	<p>はい。外構の中にアスファルト工事とか、砂利敷きの部分とか、そのものを含めています。</p>
<p>全部含めるのですか。</p>	<p>含めています。</p>
<p>それを外構工事と言い方をするのですか。</p>	<p>はい。建物以外の周囲の部分という形になります。</p>
<p>一般競争入札ではなくて随意契約にした理由書がありますが、その理由として、会計法29条の3第4項と予算決算及び会計令第102条の4第4号に基づいて随意契約を締結するということになると思いますが、その条件が第4号のところに4つあります。1つが現に工事、製造中のものの追加発注、それから分割発注しなければ売り惜しみが懸念されるもの。時価に比して著しく有利な価格が見込まれるもの。即座に契約しなければ、契約の機会を失い、または不利な価格となるもの。この4つの条件を満たすものが一般競争入札でなくて随意契約が認められるということになると思いますが、この随意契約とする理由の下から2行目に「より有利な価格が得られることから随意契約を締結するものである」となっていますが、先ほどの条文、「著しく有利な価格」ということで、</p>	<p>当初こちらで算定しました予定価格について、説明しましたように、570万程度を見込んでおりました。そこで現施行者でありました契約者のほうに見積もりを取ったところ、388万円ということで、結果的には68%ぐらいの内容になっているということで、有利ということで判断をしています。</p>

「著しく」という言葉がついているのですが、ここでは著しい有利な価格だったのですか。	
予定価格と比してということですか。	はい。
給食棟等新築工事の際の予定価格と比較してというのは、今言われた内容ということですね。	はい。
予定価格、要するに、給食棟新築工事の際のこれというのは、外構工事のことを意味するのですか。	はい。
その前の工事のことを意味はしないのですね。	はい。前の工事の中にこの外構工事というのを含まれていましたけれども、途中で方針の中でこの外構工事は次期工事に回してしまおうということで、別工事とした経緯があります。
分かりました。では、当初の予定価格を組んだときと比較して非常に安い値段で工事ができるということで、予算決算及び会計令の102条4の4号の著しく有利な価格で締結できるというところに該当すると。そういうことでオーケーだという結論を出したということですね。	はい。
給食棟の工事自体は別に進んでいるわけですね。	はい。
随意契約とする理由の今の話にありましたが、いろんな経緯があって、「急遽外構のアスファルト工事等を別途工事として発注することとなった」とありますが、これは別途工事にしないで、そもそも進んでいた給食棟の工事の中に契約変更で入れるということはできなかったのですか。	その点も考えたのですが。
現場事務所とか共通経費のことなどを考えると、その方がお安くというか、よく分かりませんが、簡便に出来たのではないかと思うのですが、そういうことは出来ないのですか。	現場のほうが大体終わって、あとは検査を受けるという状態になっておりましたので、一度工事が完成したという状況で、追加発注ということで対応したという経緯があります。
追加でなくて、別途発注ということですね。	別途発注という形です。
何となく納得できないのは、そもそもこの工事をやらなければいけなくなったのが随意契約をする理由にはならないと思うのですね。住民から言われたとか。それを無理やり短期でおさめるために結局随意契約になってしまったというあたりで、どうも出発点がおかしいのではないかなと思うのですが、それがこの委員会の審議事項かどうか私にはわかりかねますけれども。例えば熊本地震以降云々という理由は、随意契約をするという意味においては全く理由にならないと思います。本当にやるのであれば、手順としては入札をしてから、どうしてもこういうことになって、最終的に随契になりましたというなら分かるのですが。	その点では、給食棟のほうを施工しておりました建設会社が、もう完成しているような状況の中で、そのときの現場の担当者が、「次の現場が決まっており、期間が空くと次の工事に行かないといけない。」という状況で、今でしたら見積もりの内容、金額で工事が施工できますという状況もあったという点もあって、有利に契約できると判断したところもあります。
そうすると、勘違いしていた。株式会社竹澤建設というのは、給食棟を建てていた業者なのですか。	そうです。
それをもともとの工事の契約のし直しでなく、随意契約でやったということですね。	はい。別途工事として。
別途工事。なるほど。とりあえず了解しました。	
今のは大変に大切に、追加の質問ですけども、先送りするという判断がやはりおかしかったということですか。	当初の考えでは、先に建てる給食棟の地盤面と、次期工事で考えている給食棟の車庫とか駐車場等の工事について、地盤面に相当段差がありまして、これに関して次期工事で検討をし直すということが、将来の敷地の状況とか建物の状況においていいということで判断しま

	して、当初については先送りをしたということになっています。
それが書いてあるのですが、それでもって先送りしたという結論ですね。	はい。
しかし、未確定部分をどうやって処理して、どうやって随意契約でやれてしまったのでしょうか。ということは、結局、出来たのではないですか。	結果、最終的なところでは、入所者の方々のご要望というものありまして。
でも、それらはみんな予想されることだったでしょうし、そういったものを超えるような必要性があって、未確定部分があるから先送りするというふうに判断したのですね。結果論と言われるかもしれないけれども、これは、外から見ると、わざわざ2つに分けて随意契約させたのではないのというふうに見えますね。 今の給食棟新築工事は、株式会社竹澤建設がやったのでしょうかけれども、この契約方式はどのように。	こちらについては、一般競争入札の総合評価落札方式です。
それは何者か応札があったのですか。	これについてもやっと1者応札があり、落札したという経緯があります。
予定価格は、そもそも外構工事も入れて予定価格を積算したようではありますが、総合評価の提案書をとった段階では既に外してはいたのですね。	いえ、その段階ではまだ入っておりました。
その段階ではまだ入っていた。	はい。
入っていたのにわざわざ外したと。	そうですね。
やはりおかしいのではないかと思いますね。 それと、渡り廊下とか給水濾過装置とか、これらの発注はどうなっているのですか。	今のところ応札者がいない状況とか、あと、応札があっても価格面で折り合いがつかないという状況が続いており、結果的には契約ができないという状況です。
これらも一旦は総合評価、あるいは一般競争入札かわからないけれども、それはやっているのですか。	これらについては、実際入札を行った工事もありますが、今のところ契約できていないという状況です。
これらはいつ公告をしたのですか。	この3つの工事について、30年度当初から行っていました。これは今回の給食棟の工事とは関係ない別の工事になりますけれども。
別の工事ですか。	はい。これらの工事に関しては別の工事で、今、熊本県の状況として、なかなか応札者がなく、契約に至っていないという状況です。
(分科会長の意見) わざわざ外して随意契約でというのは、余計におかしくありませんか。もしかして随意契約でも受けてもらえないかもしれない。あるいは次の工事ではもしかして入札に応じてもらえないかもしれない。余計不審な気がするのですが。では、次回に活かしていただくということにして。	ありがとうございます。
【審議案件4】 審議案件名 : 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)受電設備シーケンス改修工事 資格種別 : 建設工事-電気(「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が最も低いため。 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 日本不動産管理株式会社 予定価格 : 8,478,000円 契約金額 : 5,054,400円 落札(契約)率 : 59.6% 契約締結日 : 平成30年11月15日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、日本不動産管理株式会社が契約の相手方	

となった。落札率は59.6%である。	
意見・質問	回答
一者応札になった理由ですが、「公告時期が遅かった」と、これはどういう意味で遅かったということですか。	本件独自の理由というよりは、入札の時期が下半期に入ってから入札でしたので、他の案件等の入札等が終わっており、他の事業者が他の案件等を応札しているために本件まで手が回らないといった事情があったのではないかと考えています。
「1者から既に他の工事予定が入っていたため応札に至らなかった」という理由がここに書いてありますが、そういう回答は当然回答の一つとしていると思いますが、他の何らかの分析というのはしていますか。	申し訳ありません。現時点ではこれ以上の分析はしていません。
していない。要するに、下期に入った案件なので、業者のほうも工事案件が非常に立て込んでいるので入札に参加しなかったと。そういう理由ですね。	はい。
仕様書を5者取って、それなりのやる気で仕様書を取ったと思いますが、それで実際の応札者は1者だったということですが、ほかに特に理由は見当たらないということですね。	はい。
予定価格を算定していますけれども、他の業者の参考見積というのは取らなかったのですか。	予定価格は、部品の単価とかは見積もりを3者から取って、そのうちの一番安い会社の価格に査定率を乗じて算出をしています。
それはこの調書にはファイルされていないということですね。	見積書は配付されていないのですけれども。
ということは、この予定価格の算定過程はこの資料では分からないということですね。	この資料では分かりません。
では、次回からは分かるような形にしてください。	はい。
予定価格の算定根拠、積算書がありますが、高圧受電盤の見積額、この数字はどこから取ったものでしょうか。	この数字は、発注するに当たって図面を作成して、その図面の内容に基づいて専門のメーカーに見積もりを依頼し、その見積もりの金額を3者にとって比較して、安い価格に査定率を掛けて算出しているという感じになっています。
備考欄にある見積比較表というのが、この資料を作成するときのバックアップデータとしてさらに存在するということですか。	はい。
落札率が非常に低い、59%でしたが、品質は特に問題なかったのでしょうか。	私は現場も確認してきていますが、品質的には全然問題はないです。
価格の問題がありまして、低入札価格調査はやっていませんが、非公式ではあるかもしれませんが、この辺のヒアリング等は実施したのでしょうか。品質が非常に心配だと思いますので。	正式にヒアリングという形ではないのですけれども、契約業者とどうしてこんな数字で入れることができたのかという話はちょっとして、そういう理由なら大丈夫ではないかという感じで聞きました。
どんな理由でしたか。	他の物件でも部品の取り替えということで、今回受けた会社はその部品をつくっている会社と取引があったようで、そういう絡みもあって通常よりも安く仕入れられたという話でした。
一者応札だったということで、今回入札に参加した日本不動産管理株式会社と現在この建物の受電設備の維持管理、元設計を行った会社との関係というのはどうなっていますか。	維持管理については、年1回の保守点検がA社と聞いています。竣工当時から設備になりますので、現在の高圧受電設備を施工した業者がB社。メーカーがC社ということになりますので、関係はないと考えております。
つまり、一者応札になった理由として日本不動産管理株式会社にアドバンストがあったというわけではないと	はい。

<p>ということですね。</p> <p>この会社は割としっかりした会社のように自己申告書などで見えるのですが、参加資格等級はDですね。何でDなのだろうと思うので、教えてほしいのです。これは専門工事に入るのだろうと思うのですけれども。参加資格というのは予定価格でもって決めてしまうのだとすると、何でもやれば全部、A、B、C、Dどれでもとれてしまうということになるのは変だなと思うので、お尋ねします。</p>	<p>競争参加資格のほうなのですが、基本的には横に書いてある数値は、経営事項審査のときに受けている。業者が出している競争参加資格の通知ですが、建設工事のときに1年7カ月有効の経営事項審査というのを受けていまして、そのときの点数で評価が決まっております、568点だとDとか。今、官公需だとCなので、今回は官公需になりますので、712点がCというランクの部分だということです。たぶん売り上げとかを換算したところで評価はされているはずで。</p>
<p>資格をとったときの等級でもって申請すれば、そのまま。Dに上げてくれ、Aに上げてくれみたいなことがない限りは、それで構わないと。</p>	<p>基本は経営事項審査なので、全部受けてもらって、競争参加資格は、一応建設工事と測量コンサルタントは2年間有効で、一度もらったのをそのままやっていて、業者でも例えば売り上げが上がって、経営事項審査で点数が上がったというふうに認識をすれば変更申請を出してくると思います。</p>
<p>大きな工事をとりたいと思えば、等級資格は上がらなければいけませんよね。</p>	<p>はい。基本的に工事種別のところで、専門工事であれば、今回1200万円以上4000万円未満だとCで、1200万円未満であればDが基本になりますので、その等級で1個上、また、1個下となるので、今回はDなので、C、Dしかとれない形にはなっています。</p>
<p>そうなりますね。ですので、業者から見ると、一番工事が多そうなところの資格にとどめておいたほうがいいという判断もあり得るのですか。よく分からないから聞いているのです。</p>	<p>この点数の算出方法につきましては、基本的に客観的な指標、売上高ですとか営業年数とか、そういった指標が一律決まっております、基本的にはCが入る余地がないというシステムになっています。ですので、まさに先生おっしゃるとおり、一番入りやすい等級というのが実はありまして、例えば物品・役務の世界ですと、A、B、C、D、4つランクがあるわけですが、Bランクをとっていると、基本的に上位、下位で3等級とることが多いものですから、ひっかかる可能性が極めて高いのですが、BランクがAランクに売り上げが上がるとなると、入れるのが少なくなってしまうので非常に困るということは、ご意見としては聞いたことがあるのですが、それは制度上いじる余地がないシステムになっているものですから、言ってみれば自動的に対応するような仕組みになっているという状態です。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	
<p>【審議案件5】 審議案件名 : 日本点字図書館外壁改修等整備工事 資格種別 : 建設工事—建築一式工事(「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社エイワ建設 予定価格 : 93,290,400円 契約金額 : 70,200,000円 落札(契約)率 : 75.25% 契約締結日 : 平成30年11月8日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社エイワが契約の相手方となった。落札率は75.25%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>

これは低入調査の対象になっている案件ですけれども、工事のほうは3月中旬半ばで完了していると思いますが、特に問題はなかったですか。	無事検査も終わりました、特に問題はありませんでした。
低入札価格調査の結果というものがあります。直接工事費について、株式会社エイワ建設の額と予定価格でかなりの差額が出ていますが、どのような分析をしていますか。	まず、各項目に対してどれぐらいの差があるのか、額のほうを確認して、それがどれぐらいの率で差があるのかというのを確認しています。
株式会社エイワ建設と、予定価格でかなりの差が出ていますが、前の文言を見ますと、資材調達等を安定的に行っている、それから業務効率等も図っているという文言ですけれども、この辺の1500万の差というのは特に問題は見当たらなかったという理解でよろしいですか。	問題はなかったと考えています。
予定価格の算定根拠のところ、予定価格の算定ですが、直流電源装置の単価、中央監視制御盤の金額について、これはどこからとってこの数字として使ったのでしょうか。	これは別紙代価のほうを確認しないと詳細がわかりませんが、この案件ですと、見積もりを3者から取りまして、一番安い価格の者のものを採用しているという形になっているかと思います。
そうすると、参考見積はこのファイルの中には入っていませんが、3者から参考見積を取った結果ということなのですね。	はい。
技術審査のメンバーの選任というのはどういう形でしたのですか。	メンバーの選任については、外部の人を2分の1以上という規定があるので、それを踏まえて当室のほうで適任者を選んでいきます。選任の観点としては、もともと、この建物は視覚障害者が使う建物ということがありましたので、視覚障害に有識を持つ人をお願いしています。
例えばどんな工事が必要であるとか、この価格について妥当な価格であるとか、そういう判断をすることが必要だと思うのですが、このメンバーの中でそういったジャッジメントがきちんとできると理解してよろしいのでしょうか。	その観点を踏まえまして、委員長のA先生については建築学科を卒業していることを確認の上、お願いしています。
技術審査の点数をつけるときに、委員の方が別々に行っているのではなくて、委員会として一つの結論を出したようだけれども、そういう手法をとったのはどうしてですか。	原則として委員会を開催するという規定になっていましたので、それに基づいて開催しています。
委員会の中でディスカッションをして点数を決めていったということですか。	はい。
開札調書によると、株式会社エイワ建設のほうで、価格及び技術の評価の結果、落札したということですね。	
たくさんの表があるのですが、これは予定価格と株式会社エイワ建設との差を整理した表ということですか。	第1回目の入札時に内訳書の提出を求めていまして、その内訳書と予定価格の比較をしています。
平成29年と書いてあるのは。	予算の年度が29年度ということです。
予算の年度ということですね。 これを見ると、今回の価格の乖離が起きたのは、設備の費用が予定の価格とは大分大きく差が出ているようなのだけれども、今回の工事というのは、概要のところには「外壁改修工事及び屋上防水改修工事」とあって、最後のところに「機器更新等一式」と書いてあるので、電気設備というのは何があったのですか。	まずは誘導灯の更新。誘導灯のバッテリーの更新。あとは中央監視設備の基盤の工事です。
中央監視設備が入っているのですか。	はい。
それはこの建物全体の中央監視設備。	そうです。本館、別館と分かれていますのでけれども。
本館、別館それぞれのですか。	はい。

それは結構大きいんですね。	はい。あとは直流電源装置のバッテリーの交換。
そこのところで予定価格と大分乖離が生じたので、最終的には大きく。建築工事のほうも少しずつ下がっていますけれども、大きいのは、そこがきいたということですね。	そうですね。それもあるかとは思いますが。
そのあたり設備の予定価格に関しては、整備室と何とかマネジャーズというところをつくったということですか。	はい。この設計事務所に委託しまして、整備室のほうでチェックをして、経費計算をして、予定価格のもととなる工事費積算書の算出を行っております。
この工事はもちろん終了しているわけですね。	終わっております。
設備関係においては特に問題がないと。	特に問題はありません。
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件6】 審議案件名 : 合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る溶出化学物質の遺伝毒性に関する情報収集及び情報整理(米国ポジリス収載1309物質)一式 資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 一般財団法人化学物質評価研究機構 予定価格 : 9,741,600円 契約金額 : 9,741,600円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 平成30年12月27日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、一般財団法人化学物質評価研究機構が契約の相手方となった。落札率は100%である。	
意見・質問	回 答
一者応札になった理由が書いてありますが、複数の業者に声掛けしたということですが、先ほど2者と。落札業者を合わせて3者ということですか。	2者です。
ということは、見積もりを取ったA社と落札した一般財団法人化学物質評価研究機構の2者ということですね。	はい。
参考見積りを一般財団法人化学物質評価研究機構から取って、落札率が100%で、一般競争入札ということではありますが、内容としては、ほぼ随意契約的な流れになってしまっているのかなと思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。	まず、どうしてこの2者に絞ったかというのは、毒性試験の知識、専門性が非常に高い者をスタッフとして抱えている業者を当研究所の方で把握しているのがこの2者ということで、この2者から予定価格を取りました。基本的に予定価格というのは、その会社の落札希望価格に限りなく近い。会社によっては下げてくる場合もありますけれども、限りなく近いということになってしまいますので、結果として予定価格のときに見積もりを出してもらった金額と、一者応札になってしまいましたが、一般財団法人と同じ会社ですので、落札価格が重なってしまったという認識です。
1者になった理由として、3カ月で1,309物質の調査は難しいというふうな回答でしたが、これはA社からの回答ですか。	そうですね。もちろん、声をかけた段階で、やはり3カ月では難しいと。結局、A社も我々の請負、仕事のみ引き受けているわけではなくて、年度末ということもありますけれども、複数の会社からやって、結局、人的資源を分散して、今回短期間で1,309物質ということで、引き受けたいのだけれども人的リソースが確保できないという回答がありまして、こちらは非常に残念な思いでということになります。

<p>確かに3カ月間という期間は非常に短いと思うのですが、3カ月しかなかった理由はどこにあるのですか。</p>	<p>今回この事業の対象物質としました1,309物質というのが、昨年の秋ごろに本省から追加でこういう物質もありますということで提示されまして、その中でまだ遺伝毒性に関する調査をしていない物質を洗い出す期間を要し、さらに入札にかかる時間までに時間を要したために、スタートが12月になってしまったという次第です。</p>
<p>そうすると、基本的には日本でこの作業ができるのは落札したところとA社、2者のみということになるのですか。そうでもないのですか。</p>	<p>今までA社と一般財団法人化学物質評価研究機構とは、国立医薬品食品衛生研究所でいろいろ事業をやっておりますので、その中で把握して、確実にこの業務をこなすであろうと考えている事業者であることは確かなのですが、全国規模にした場合、もしかしたらできる企業があるのではないかなと思ひまして、入札ということで幅広のランクづけのほうもして募っているという状態ではあります。</p>
<p>いつもお使いになっている2者にお声がけをしたということですが、さらに追加で2者ぐらいのお声がけというのは可能なのですか。</p>	<p>現状でこの事業に耐え得る、もしかしたら規模の小さいところもあるのかもしれないのですけれども、事業を完全に短期間で完璧にこなすということを前提で考えると、この2者にとりあえず絞って声をかけるという形になる。そのほかに関しては入札公告そのほかを見ていただいて、やる気がある会社は来てくださいと。イメージ的にはそういうことになります。</p>
<p>一般公告を出しているのだから、それはそれでいいのではないかというお話ですね。</p>	<p>もちろん、幅広に今後も探しながら、もう少し頑張りたいと思います。</p>
<p>あと2者ぐらい声掛けして、広く募った方がよいと思います。</p>	<p>そうですね。あと2者ぐらい探しまして。いろいろリサーチしまして、幅広にもう少しやりたいと思います。</p>
<p>もしかしたら落札金額がもう少し下がるかもしれませんから。</p>	<p>もう少し安くなる可能性もありますし。</p>
<p>一般財団法人化学物質評価研究機構の見積があるのですが、これは非常に大ざっぱな見積もりになっているように思ひまして、例えば人件費単価掛ける工数とか、何にどれぐらいの工数がかかるのかということがわかるような形というのはできないものなのでしょうか。</p>	<p>基本的に見積書のほうの項目が薄いというのは、まさにご指摘のとおりで、一応こちらのほうを我々だけではなくて、専門の知識を持つ者にも見てもらって、これが妥当かどうかということは判断してもらっているのですが、確かにこれに関してはご指摘のとおり、もっと細かくすべきものであると思います。</p>
<p></p>	<p>そうですね。今後相談するときはもう少し中身を精査したいと思ひますし、工数はふやして検討したいと思ひます。</p>
<p>この事業というのは、今回初めてのような内容で書いてありますが、そうなのですか。ポジティブリスト化するのは今回が。</p>	<p>合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係るという事業に関しましては、実は今年度4本実施しています。というのは、2020年に書いてあるとおりのポジティブリスト制度が運用されますので、それに向けた事業ということで、今、アクティブに動いているところです。</p>
<p>本件は極めて専門性が高い業務委託だと思うのです。ですから、研究所の先生の知識の中で、また、これまでの研究の中でこういうことに耐えられる委託先というのが、今、議論にあったように2者あったらろうということで、特に3カ月という中で1,309件をできたのが1者しかなかったということですね。</p>	<p>受けてもらったのが1者のみという形です。</p>
<p>1者のみだったということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>これは競争性を働かせて、より適切にお金を使うという観点から、1,309物質は一括発注でなければいけなかつ</p>	<p>先ほど説明しましたとおり、2020年にポジティブリスト制度が運用されるということで、特に遺伝毒性という毒性</p>

たのですか。	に関しては、夏までに評価の結果をある程度集めなければいけないという状況があります。それで、1,309物質、秋ごろに追加でというものについても、できれば今年度中に情報を集めて、来年度早々には遺伝毒性の評価を済ませて、夏あたりにポジティブリスト制度に向けたアクションを起こさなければいけないという近々の状況がありましたので、今回3カ月という短い期間ではありましたが、1,309物質という形で事業を起こしました。
ちょっと乱暴な議論かもしれませんが、1,309を例えば300ずつの6つとか7つに分けて、それぞれ300ずつやっってくださいと言ったならば、競争性のあるほかの者が受注することができたのではないですか。そういうことは不可能だったのですか。つまり、1,309物質を一括発注でなければいけなかったのかということです。	今まではまとまった数のものを1本の事業でずっとやってきていたものですから、あまりそのように分割してやるということに発想が至らなかったというのが現実的のところですね。実際やってみないとわからないところではありますけれども、先生が言われるように例えば3本に分けたという形でやったとしても、当初からの説明のとおり、3カ月で300であっても結構多いですね。受けられる事業者も限られているような時期でもありましたので、今回は一括としてという経緯です。
努力はするべき。300でも400でも500でもいいのですが、そういう工夫をした上で、最終的に全てを1者が落としましたというなら理解が得やすいと思うのですが、それだけ極めて専門性が高くて、皆さんがよくご存じの世界で発注をかけるわけだから。	分ければ、どこかが入ってくるということですか。
あえて1つでやったということに対して、変な疑念を持たれる可能性があるのではないですかということなので、なるほど間口は広げたほうがいいのではないかなということですね。	今後業者に声をかけるときには、間口を広げてですね。
ただ、そういうことができるかどうか分からないのです。	その辺は踏まえて、業者と相談するときに、分けたときにどこかまだ来られないとか、速やかにできないかということも観点に入れて業者とも交渉したいと思いますし、こちらでも考えたいと思います。ありがとうございます。
先ほど短い期間に迅速な結果を求めるということをおっしゃっていたと思うのですが、これは今回でなくて、同じものがこの後にあった場合の参考としてほしいと思うのですが、これは一般競争入札で、公告をしているからいいのではないかとおっしゃっているのだけれども、公告期間は11月20日から12月10日までの20日間なのですね。それで各社の見積もりの日付を見ると10月20日とか10月30日。ですから、声をかけているところは、恐らくこれよりも1カ月から2カ月アドバンテージを得ている。それはフェアなのという感じが実はするのです。一般入札公告を付けているからいいと云って、その方たちは20日間しかない。声をかけたところは、声をかけられて、それから見積もりをとって、それからさらに20日間与えている。これはアンフェアではないかなと感じますけどね。	そのとおりですね。
(分科会長の意見) ちょっと工夫していただかないとおかしいですね。	そうですね。見積もりをいただいて、早目に公告の作業をしまして、公告期間を延ばすとか、こちらのほうでもその辺は観点に入れていきたいと思います。
【審議案件7】 審議案件名：食品用途の合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る経口反復投与毒性試験に関	

<p>する毒性情報の収集及び整理(米国ポジリス掲載物質を主とした136物質)一式</p> <p>資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため</p> <p>注部局名 : 国立医薬品食品研究所</p> <p>契約相手方 : 株式会社東レリサーチセンター</p> <p>予定価格 : 9,979,200円</p> <p>契約金額 : 5,184,000円</p> <p>落札(契約)率 : 51.9%</p> <p>契約締結日 : 平成30年10月10日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社東レリサーチセンターが契約の相手方となった。落札率は51.9%である。</p>	
意見・質問	回答
<p>今度は1,309物質ではなくて、136物質ということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>参考見積を取ったのはA社とB社の2者ということですが、株式会社東レリサーチセンターというのは想定内だったのでしょいか。</p>	<p>想定内というような会社ではなくて、株式会社東レリサーチセンターに関しては、私どものこの事業ではないにせよ、別の事業とかで通常の契約とか入札とかにいる会社ですので、想定外というほどではなくて、よくいる会社の一つだなというイメージではありました。ただ、B社とかほど毒性関係の専門知識があるという認識はなかったです。</p>
<p>落札率が51%ということで、非常に低い落札率なのですが、この作業は完了している案件ですね。</p>	<p>問題なく完了しています。</p>
<p>例えば先ほどの1,309物質の案件は、株式会社東レリサーチセンターは可能なのですか。</p>	<p>そこは聞いたことはありません。どうしても信用度として考えてしまうと、今回この業務で落札はされていますが、136物質、かつ期間的にもあるので、それなりのものはできるだろう。1,309物質のほうは短期間ということですので、あえて株式会社東レリサーチセンターのほうに積極的にというわけではなかったです。</p>
	<p>今後は材料として入れたいと思います。期間とか、先ほど先生たちに指摘されたところを踏まえて。また同じようなことになってしまって申し訳ありませんが、そこら辺は考慮していきたいと思います。</p>
<p>落札率が51%と判明したときに、この案件については低入調査の対象になっておりませんが、だけれども、当然品質に問題はないかなと御心配されると思いますが、そのときに何らかのヒアリング等の分析はしましたか。</p>	<p>分析はしておりません。</p>
<p>それは必要なかったという意味ですか。</p>	<p>落札業者自身が株式会社東レリサーチセンターは、国立医薬品食品研究所として実績のある会社ですので、先ほどとは全く逆のパターンで、専門性のある人に余裕があるということで、遊ばせているよりは仕事にとりこむという場合、私どもが想定している以上に値段を下げてくるというケースは散見されるので、その一つではないかと認識しています。会社の信用とそういう事情の2つということで。ただ、今後、あまりにも値段が想定より下がってしまった場合は、ご指摘のとおり、ヒアリング、確認をしたいと思います。</p>
<p>そうですね。例えば仕様書の読み違いとか、そういうことももちろん考えられるわけですので、きちんと理由の調査をされたほうがよろしいかなと思います。</p>	<p>分かりました。</p>
<p>開札調書のところですが、通常開札調書のフォ</p>	<p>分かりました。次回よりそのようにします。</p>

<p>ームは、入札者とどういう価格で入札したのかの金額が一覧できるような形、誰が落札者になるかということがわかるような形が一般的ですので、そういったもので開札調書としていただければありがたいです。</p>	
<p>今までの繰り返しになってしまうのですけれども、予定価格の比較表は、前の案件の予定価格の比較表とコピーを間違ったのではないかとというぐらい同じですね。</p>	はい。
<p>片や1,300物質で、片や130物質。もちろん、中身は違うのでしょけれども。なおかつそれぞれの金額を出してきた会社もそれぞれ同じなのですよ。約900万と約1600万。こう並んだときに予定価格が、先ほども繰り返していますけれども、この見積書の中で一式と書かれたときに、精査できなくなってしまうということが非常に大きい問題だと思うのです。結局、それを丸々信じて、ある者の数字をそのまま丸々予定価格で立ててしまう。</p> <p>例えばほかの全く違う案件などだと、それぞれ安いところを持ってきて予定価格を立てるということをやったりするのではないですか。結局、そういうことができないような見積書を使っているということが非常に大きい問題かなと思います。</p> <p>一方で、期間の問題よりは、それぞれの者がこなすことができる業務量というのを考えた発注の仕方ということが、この案件の場合はちょうどびたつと当てはまって非常に安くできたということの可能性もあるわけですね。</p>	そうですね。
<p>だから、これは全部込みの話だと思うので、抽出案件を選ぶときにあえてこの2つを並べてもらいましたが、そういうことを今後かなり気をつけないと、と思います。特に研究者がこの手の発注に関わってくるので、そうなると、研究者の言うことについて、それはそうなのだろうと言わなければいけない側面もあるとは思いますが、もう少し丁寧な発注の仕方を心掛けていただければかなと思います。</p>	なるだけ幅広の業者さんが参加できるような、そういう方式をさらに検討していきたいと思います。
<p>それだけではなくて、予定価格の算定の仕方についてもちよつと。</p>	はい。
	箇条書きではなくて、もう少し具体的になるように。
<p>それから、先ほど開札調書の話が出ましたが、審議案件7についての応札者というのは2者だったのですか。</p>	はい。2者応札。
<p>2者応札で、そこは先ほどの件で落札したA社と株式会社東レリサーチセンターの2者だったのですか。</p>	はい。それで競争という形です。
<p>1回の入札で終わったのですね。</p>	はい。落札業者が決定いたしました。
<p>(分科会長の意見) これからは一覧表をつくってください。</p>	はい。
<p>【審議案件8】 審議案件名 : 指定添加物等の安全性に関する試験 (ペリルアルデヒドに関する遺伝子突然変異試験) 一式 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 株式会社安評センター 予定価格 : 4,968,000円 契約金額 : 4,968,000円</p>	

<p>落札(契約)率：100%</p> <p>契約締結日：平成30年10月9日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回答
<p>株式会社安評センター以外のA社及びB社は、TG488に準拠ということではなくて、本則どおりやれるところということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>非常に高額な費用がかかるということで、株式会社安評センターのほうでTG488に準拠した形でのMuta Mouseを用いた試験を行うということなのですが、高額な費用というのは、どれぐらいの差があるのでしょうか。</p>	<p>まず、TG488に準拠する試験が実施可能な国内の施設が3施設ということであり、TG488につきましては、先ほど説明にもありましたとおり、遺伝子組換えのマウスを使います。遺伝子組換えマウスが国内で実際に使える系統というのがありまして、それが2種類ということです。そのうち今回のMuta Mouseという系統を使った試験を実施できる施設が株式会社安評センターのみということになっています。もう一系統のほうは、この3施設全で一応実施できると理解しています。</p> <p>Muta Mouseを使った試験と別の系統を使った試験とでどれぐらい価格の差があるかというご質問でしたが、今、近々の細かい数字までは持っておりませんが、過去の経験等で言いますと、大体3割から5割ぐらい値段の差があるのではないかと考えています。</p>
<p>Muta Mouseを使ったよりも3割から4割増しという意味ですか。</p>	<p>感覚で言っていますが、それぐらいだと思います。</p>
<p>どうして純粋な方を使わないのですか。価格の問題であれば、今回約500万で落札をして、それが仮に700万ないし800万になったとしても、試験結果のクオリティーを考えると、先ほどのA社及びB社ができるような試験方法に変えたとしても、それほど大きな予算オーバーというか、追加ということにはならないように思いますが、いかがですか。</p>	<p>むしろ一番安価でクオリティーの高いところに頼めることが最終的には望ましいと考えています。もちろん最初の仕様のときには、できるだけ1者に限定することがないようにという形で、TG488という枠の中であれば系統も複数選択肢がありますし、という形でつくるわけですが、すけれども、しかし、最終的にその中で一番品質と価格で競争力があるところという、現在では日本で1者その系統を使える会社が最終的に残ってくると理解しています。</p>
<p>そうすると、TG488に準拠した方法と純粋な方法とでは試験クオリティーは変わらないという意味ですか。</p>	<p>はい。繰り返しになりますが、TG488に準拠している方法。どちらも準拠しています。ただ、使う動物、系統が違うということです。別な系統を使うともう少し高くなる。こちらの系統を使うと安い。ただ、安い系統で実施できる施設は1施設しかないという状況です。</p>
<p>そういうことですか。</p> <p>もしかしたら、別の系統でやったときに、残った2者が安い価格で入札してくる可能性はないですか。</p>	<p>可能性がないかと言われれば、それはゼロではないかもしれませんが、今回落札している会社というのは、2系統どちらもできます。先ほど私が感覚でと説明した価格差というものは、一応どれぐらいの差があるかというのは分かっているので、それと今回の2者目、3者目の方たちがやるときの価格というのは、同じ系統であればあまり差がないということが過去の経験であったので、それであれば、最終的に今回選んだ系統が一番安くなるというのは、合理的な選択かなと思っています。</p>
<p>どちらの系統でやるのかという選択については、国立医薬品食品衛生研究所側のほうで決めないといけないものなのですか。</p>	<p>2つの系統のどちらでやるかの判断をこちらがするかどうかということですか。</p>
<p>はい。</p>	<p>仕様書上は、そこは指定しないように書類をつくることになっています。つまり、TG488に準拠というところ</p>

	までしか言いません。
指定しないのであるならば、特に一般競争入札にして、株式会社安評センターと随意契約をしなくてもいいように思います。	一応、絞ってはいないのです。今回安い系統でということに随意契約をしたのですが、ただ、今後こういう形で来た場合は、担当の研究官といろいろ語りつつ、今、ご指摘のとおり、幅広く入札をかけてみた方がいいのではないかという結論です。
	若干値段が上がったとしても系統は絞らず、同じ結果を得られるのであれば、一般競争入札の方がどうかということ所内でも議論していきたいと思います。
ただ、専門性が非常に高く、一般競争入札にはなじまないというのであれば、もちろん随意契約でよろしいかと思いますが。	そうですね。専門性が高いので、実を言うとその判断がちょっと難しいところがあるので、もちろん所長や副所長やその辺の方にも御意見をいただきながら進めたいと思います。あまり事務の方で判断してしまって、一般入札にして、後で正式なデータが得られないということ、国民の不利益にも当たりますので、その辺は慎重に。
株式会社安評センターとの随意契約に本当に結びつかざるを得ないのかという状況が、この資料と今の説明内容からだ読み取れないので、もしかしたらもう少し競争性のあるやり方も選択できる可能性があるような気がしますので、ちょっとご検討ください。	検討します。ありがとうございます。
私の手元の取りまとめた資料の中では、随意契約の理由が予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当と書いてあるのですが、それで間違いはないですか。今いただいている分厚い資料の中にはその記載がないように思うのですが。	随契理由書のところですか。
分厚い資料の中には書いていない。だから、それで間違いはないですかということを知っている。	済みません。落ちております。結論的には102条の4です。
4の3ですか。	4の3です。
予算決算及び会計令第102条の4第3号は、「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により、競争に付することができない場合において随意契約によろうとするとき」と書いてあります。これが競争を許さない場合なのか、緊急の必要なのかというのがちょっと読めないのですけれども、どちらなのでしょう。今までの議論は、専門性が高いとか、唯一そこしかできないという御説明しかなかったのですが。ですから、先ほどの御質問は、まず一般競争入札をやって、結果的に1者を選んだというのであれば、何も問題ないと思うのですが、最初から予断をもって1者しかないだろうということに随契に持っていったのは、説明がつかないのではないかなと思うのですけれども。	適切なコメントが分かりませんが、この試験を実施できる施設と各施設で使える系統とかの状況が、長年というほどではないかもしれませんが、できる施設の増減を含めまして、技術的なことも含めまして、5年以上状況が変わっていませんで、年間にたくさんやる試験ではない、年に1つあるかないかの試験なのですが、過去には複数の会社から見積もりをとって入札をやったことがあると、それで落札がなかったこともあると聞いています。なので、そういう意味では、今回の一番安くできて品質も良いところというのが研究者の側というか、これまでの実績というものもあって、この系統でやれば安く、確実にクオリティーのある試験ができるという実績が背景にあるということは一つ認識していました。
それでは随契の理由にはならないですね。随契ができるのはこういう場合と明確に決められているわけですから。すごくよく分かるのですけれども。そこには何の疑念も挟みませんが、何かうまい説明がいただければと思うのですけれども。	できるのは1者のみというところで競争を許さないといえますか、競争できないと読み違えといえますか、そういうところがあるのかなとは。すみません。
(分科会長の意見) この件は、両先生が指摘されるように、随契は許されない事案だったのではないかと思います。先ほど説明があった、何回かやってみたけれども一者応札しかでき	

なかった、だから随契にするというのは、逆行ではないのと。一者応札を何とか2者、3者にしていこうというふうに努力しているときに、過去はやったけれども1者しかなかったから、これが安いだろうからと勝手に発注する側が決めてしまおうというのは、それは違っているだろう、それは間違っているのではないかと思います。

仮に高いやつだって、もしかしたら参入するために低い金額で応札するかもしれないし、それはそれでいいわけで、何の問題もないということだろうと思うのです。だから、随契にされる場合、よほど注意していただかなければ。特に随契にしたいという要求なり希望なりが機構の中にあるのだらうと思いますけれども、それは間違っているのではないかなと思います。

【審議案件9】

審議案件名 : 諸外国の家庭用品中化学物質に関する規制及び自主基準等に関する情報収集調査一式
資格種別 : -
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性を確認する必要があるため
発注部局名 : 国立医薬品食衛品衛生研究所
契約相手方 : みずほ情報総研株式会社
予定価格 : 4,968,000円
契約金額 : 4,968,000円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 平成30年12月28日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
1つ前の案件と今回の案件について予定価格が同じなのですけれども、これは偶然でしょうか。	予定価格の調書にも付けていますが、予定価格の徴収業者がみずほ情報総研株式会社になっていますので。
今回はみずほ情報総研株式会社ですか。	はい。結局、予定価格を出した業者と今回契約した業者が同じということですので、金額がそのままになっているという形になります。
前回の案件は株式会社安評センターが出しているのですね。	8と9で金額が一緒になっています。
	そういうことです。 たまたまです。全く業種も違いますし、研究部門も全く異なっていますので、これは本当に偶然としか言いようがないです。
偶然ですか。	はい。
みずほ情報総研株式会社の参考見積を見ますと、これも「一式」という表現になっておりまして、内容が非常に不明瞭ですので、先ほどの案件と同じように中身をもう少し詳しく。もちろん、人件費であれば単価、時間をきちんと書いたベースで参考見積をとっていただけるようにお伝えいただきたいと思います。	はい。
それから、先ほどと同じ議論になってしまいますが、これも随意契約が本当に可能かどうかという点です。随意契約理由書が書いてありまして、これも予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づいて随意契約にしたという内容で表現していると思いますが、これには該当させるには難しいなと思います。というのは、随意契約理由書に、この条文に該当する理由として、迅速かつ的	まず、これは緊急性が非常に高く、随意契約理由書には緊急性のことは書いていないのですが、11月ぐらいにこういった調査を緊急で行ってほしいというのを受けて、それで実際やっているものです。なので、非常に短期間。私がこの案件を聞いたときに、なかなか困難度が高い調査だと思いましたので、できるだけ調査期間を増やさないといけないというものもあつ

<p>確な業務遂行ができるので、ほかの業者にはできないというような表現がありますけれども、契約の性質・目的が競争を許さないというふうには解釈ができないと思いますので、随意契約という選択が正しかったかどうかについて、もう一度検討していただきたいと思います。</p> <p>みずほ総研さんがここで随意契約の対象業者さんになっておりますが、例えばA社とかはできないものなのですか。</p>	<p>たのですが、実際3カ月ぐらいしかなかったのです。なので、非常に緊急性の高い案件だったということになります。そういう意味では緊急性が高かったということがあります。</p> <p>他社についてですが、緊急性が高くて、これらの内容を実際に正確にできるという中で、以前に家庭用品の調査で非常に広範囲な情報収集してもらった業者でしたので、そこに依頼したという経緯があります。</p>
<p>そうすると、随意契約理由書の中で緊急随契だということを表現しておかなければいけなかったということですか。</p>	<p>その辺のところは言葉足らずで、もっと強調して書くべきものでした。ご指摘のとおりだと思います。</p>
<p>確かに一般競争入札をすると非常に時間がかかることは事実ですが、だからといって随意契約にすぐさまでできるということでもないと思いますので、一般競争入札にできるかどうかをきちんと検討する。今回のケースは、去年の秋に依頼が来たということで、ちょっと難しかったかもしれませんが、いきなりみずほ情報総研株式会社に頼むという形ではなくて、もう少し透明性と公平性を持って一般競争入札等も考えていただきたかったと思います。</p>	<p>はい。</p>
<p>この案件というのは、家庭用品中の化学物質に対する自主基準等と書いてありますが、仕様書の中で「香料等」という表現であったり、「香料」という表現であったりしているのですけれども、「等」なのですか、それとも「香料」なのですか。</p>	<p>これは基本的に香料の使用ということですが、香料と呼ばれて使っているものと、香料と同じ成分ですけれども香料として使われていないものもありますので、「家庭用品中の化学物質」ということで幅広に表現していて、特に必ずやっていただきたいのが香料であるので、「香料」を強調して書いてあるということになります。</p>
<p>そうですか。では、香料だけではなくてということですか。</p>	<p>できるだけ幅広にそういった情報を集めていただきたいということなのですから。</p>
<p>これは、随意契約にするかどうか、組織の中でいろいろ検討して決めるのだと思うのですけれども、そのときに随意契約理由というのを考えるのだと思うのです。我々がいただいている膨大な記録の中の理由というのは、組織の中で随意契約を選択しようとしたときにつくったものだろうと思うのですが、そうではないのですか。ここでの説明とここに書かれている理由とが違うというのはおかしいですよ。今、緊急性があるとおっしゃったけれども、本当に緊急性があるのと。平成28年からやっている同様な研究があって、本当に緊急性があるのかどうかさえ怪しいなと勘ぐられますよ。</p>	<p>そのとおりだと思います。</p>
<p>この随意契約理由書には書いていない。それをこの場でそういう理由をされるのは、おかしくありませんか。</p>	<p>疑念を抱かれる書類を作っているのは、こちらの不手際になりますので、今後はもう少し皆さんが公明正大に分かるようにします。</p>
<p>そうですね。 それと、平成28年のときはどういう形でやったのですか。</p>	<p>一般競争入札でやっています。</p>
<p>だから、平成28年でやったときは、みずほ情報総研株式会社で初めてこれをやったのだと思うのですよ。平成28年にやったから、30年の段階でこの1者しかないということはありませんか。</p>	<p>平成28年の家庭用品の調査をやってもらっているのですが、家庭用品の特殊性というのもありまして、通常の化学物質の規制というものが化学物質単位でやっているのに対して、家庭用品というのは製品でやっているというのがあります。家庭用品というものの定</p>

	義から始まって、精通していないとできないのも事実でありまして、みずほ情報総研株式会社がこれを受託したときに、そこをかなり丁寧にやって会社としてノウハウを得ていると聞いていますので、そういった理由があります。
そういうことであれば、例えばほかの方式を使うとか、技術評価が入るようなものを使うとか、いろいろ工夫のしようがあると思うのですけれども、そういうものをやらないで、ここが一番そのノウハウを持っている、経験がある、だから随意契約でやると。随意契約の乱用ではないかなと思うぐらいですね。随契で何件かあります。随契が一番問題になっている。ここで3つも4つも随契で審議しなければいけないというのは、随契を乱用しているのではないかという懸念を持ちます。率直に言っ	今後はその辺は。
(分科会長の意見) そうですね。本当に随契をもう少しきちんと。許される場合、許されない場合、ほかの方式が賢明ではないかということも含めて。	多面的に物を見て判断したいと思います。
【審議案件10】 審議案件名：旧独立行政法人雇用・能力開発機構岩手センター体育館解体工事 資格種別：建設工事－建築一式（「B」、「C」又は「D」ランク）とび・土工・コンクリート（「B」、「C」又は「D」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名：職業安定局雇用保険課 契約相手方：株式会社山崎組 予定価格：29,160,004円 契約金額：29,160,000円 落札(契約)率：100% 契約締結日：平成30年11月2日	
(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社山崎組が契約の相手方となった。落札率は100%である。	
意見・質問	回 答
資料の確認です。日付を見ると、予定価格調書の平成30年7月11日の日付のものが第1回目の予定価格。8月24日が第2回目の予定価格。	はい。
このときは予定価格を変えていないのですね。	2回目は変えておりません。
3回目が87ページにある10月10日で、800万ぐらい上げてということですね。	そうです。
1回目の予定価格と2回目に作った予定価格ですが、資料を確認していないのですが、この資料を見ますと、足場の仮設工事費用等の単価に開きがあったため予定価格を修正したとなっておりますが、具体的にはどんな内容だったのでしょうか。	1回目、2回目の予定価格については、解体工事の実施設計を踏まえて、刊行物の単価の平均ですとか、公共建築の工事標準単価積算基準に基づきます複合単価によりまして単価を設定しました。 2回目のときの応札額と比較すると、直接工事費と共通費で乖離がありました。直接工事費のうち仮設工事の枠組本足場で約350万円ほど、内部造作材撤去、建物の上屋解体、共通費の現場管理費で乖離がありまして、いずれも労務費ですとか資材が高騰していることが要因と考えています。特に業者からは、足場組みについては労務者とか資材の確保が非常に困難な状況になっているというのは聞いています。

<p>1回目の予定価格を作ったときは、どんな形で作ったのですか。</p>	<p>解体工事実施設計を入札で行いまして、設計事務所に対して設計をお願いしました。その際には、私のほうで専門的な知識がありませんので、当省の会計課の施設整備室に助言を求めまして、その設計の完成検査とかそういったことにつきましても施設整備室の方の協力を得て、確認してもらいました。</p>
<p>参考見積は取ったのですか。</p>	<p>その段階では参考見積は取っておりません。</p>
<p>そうすると、机の上でつくった見積もりと実勢価格に非常に乖離が出てしまったということですね。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>予定価格の正確性をつくるために手続的にもう少しきちんとした形で手続を踏んでいただきたいと思います。 2回目の予定価格の根拠として2916万4円という数字がございますが、わざわざ4円を。縦に足していくと、端数処理の関係から4円という数字が出てくることは出てくるのですが、左側の平均をとって2分の1にすれば、そんな数字はもちろん出てこないわけで、わざわざ4を残した理由は何ですか。</p>	<p>それは、全体の額を平均するよりは、個々の工程のそれぞれの枠ごとに平均をしたほうがより正確な数字が出るのではないかと考えて、それぞれ平均を出してからそれを積み上げて。 4円をわざわざ積みたかったという意図は特にはありません。</p>
<p>落札率を100%にしたいくなかったというのではないのですね。</p>	<p>ということは特には。すみません。機械的に算出したら、4円たまたまついてしまったというところです</p>
<p>分かりました。でも、どちらかという、平均をとれば4円という発想は出てこないの、どちらが客観的ですかと問われれば、恐らく4円がついていないほうが客観的かなと思いますので、その辺を注意して作っていただければと思います。 それから、仕様書を取った業者が最初は5者いて、次は15者、最後に1者ということですが、こういうふうに辞退される状況というのは、どういう理由でしょうか。</p>	<p>送ったものの応札に至らなかったというところでは、ほかの工事と時期がかぶってしまって技術者を確保できない。そもそも技術者が少ないので人を充てられないという業者がほとんどでした。</p>
<p>非常に工事が立て込んでるので、要員の確保が困難だということですね。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>でも、15者も仕様書を取りに来たということは、それなりにやる気があったのかなというふうにも思えますが。</p>	<p>取りに来たというよりは、地方の工事ですと、厚労労働本省の工事の入札案件を把握していないケースがほとんどかと思しますので、こちらのほうが入札参加資格者名簿からランダムに業者を選びまして働きかけ、こういう入札をやっているのですけれども仕様書を送ってよろしいでしょうかということで、仕様書を送ったのがそれぞれ5社、15社、1社ということです。</p>
<p>資料中、積算数量参考書というのは何ですか。</p>	<p>これはもともと積算数量参考書の仕様書の中にこの数量で積算してください、とお見せしている表紙のもので、工事費内訳書のときにはそれは省いてもよかったですと思いますが、業者のほうでそのままつけてしまっているというだけです。</p>
<p>株式会社山崎組がつくった資料のうち、施設整備室の名前がついている資料があるけれども、これは関係ないですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>積算数量参考書、業者には名称とか数量とか、そういうのは入れて渡しているのですか。それとも空紙で渡しているのですか。</p>	<p>空ではないです。もちろん、入れて渡しております。</p>
<p>そうすると、業者がここに入れるのは単価を入れるのですか。</p>	<p>はい。単価と金額を入れてもらうものです</p>
<p>ということは、最終的に3回目の入札のときは、ここ</p>	<p>はい。</p>

<p>にこの単価を幾ら入れればいかなと業者が考えて入れたということですね。先ほどの仮設の仮囲いだとか枠組足場などのときにここに数字、単価を入れたということですね。</p>	
<p>公告の場所なのですが、本省と本省のホームページなどには載るのでしょうかけれども、現地のほうにもやるべきではないですかね。</p>	<p>この資産そのものを例えば岩手県にあります労働局とかそういったところに所管を変えて、そちらで管理をしてもらうのが本当は一番いいのですが、この資産が旧独立行政法人から承継した資産ということで、承継した資産というのは、この体育館、土地に限らず、数百という単位でございまして、主に労働局でもう少し小さ目の職員宿舎であったものとか、そういったものの管理をお願いしております。旧独立行政法人雇用・能力開発機構の岩手センターというところの能力開発施設の分については、当時の整理として厚生労働本省の方で一括して管理をしようとしたので、まだこちらのほうで管理をしています。したがって、入札に関しても本省の方でやらざるを得ないという状況です。</p>
<p>(分科会長の意見) 管理をすとか責任の所在みたいなものは本省でいいのだと思いますが、それプラスアルファがあったって、別にそれが違反なわけでもないだろうと思うので。こういう工事みたいなものは現地にもやった方がいいのではないかなと感じますね。</p>	<p>わかりました。</p>

24 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
厚生労働省大臣官房会計課監査指導室
電話03-5253-1111 (内7965)